

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

ページ

告 示

○特定非営利活動法人の設立の認証申請

（NPO活動促進室）

一

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

（同）

一

○県営土地改良事業変更計画の縦覧

（農村振興課）

一

○保安林の指定の解除

（森林整備課）

二

○保安林の指定施設要件の変更の予定

（同）

二

○道路の区域変更

（道路課）

二

○宮城県美術館特別展「ウィーン美術史美術館所蔵 静物画の秘密展」に係る観覧料の徴収事務の委託（二件）

（教育庁生涯学習課）

三

公 告

○開発行為に関する工事の完了

（建築宅地課）

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告

（契約課）

三

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（二件）

（警察本部会計課）

四

選挙管理委員会

○証票の無効

（警察本部会計課）

四

公安委員会

○警備業法第二十一条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習の実施

（公安委員会）

七

○警備業法第二十三条第一項の規定に基づく検定の実施

（公安委員会）

八

宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

（宮城海区漁業調整委員会）

八

正 誤

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

（宮城海区漁業調整委員会）

一〇

告 示

○宮城県公報第一九六九号中

一九

○宮城県告示第八百三十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 グレープ Grapes

一 代表者の氏名 松澤 晶子

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区吉成二丁目十一番三十五号

三 定款に記載された目的 この法人は、地域の人たちに対して、豊かな老後を送るための支援に関する事業を行い、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年七月十八日

○宮城県告示第八百四十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十年八月一日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 みやぎダンス

一 代表者の氏名 定行 俊彰

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区一番町二丁目八番十号 京成菅番町ヒル九〇二号室

三 定款に記載された目的 この法人は、障害を多様性と捉え、障害のある人達とない人達がお互いを尊重し共に生きる社会の実現を図るため、障害のある人達とない人達が対等に参加する様々なダンスおよび舞台芸術活動、身体表現活動等に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

四 申請のあつた年月日 平成二十年七月十八日

○宮城県告示第八百五十五号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県告示第八百五十五号

宮城県告示第八百五十五号

宮城県告示第八百五十五号

宮城県告示第八百五十五号

宮城県告示第八百五十五号

宮城県告示第八百五十五号

宮城県告示第八百五十五号

宮城県告示第八百五十五号

宮城県告示第八百五十五号

県宮尾松第一地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）変更計画を定めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業変更計画について不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十七条の三第六項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年八月一日から平成二十年八月二十八日まで

三 縦覧場所

栗原市役所及び栗原市栗駒総合支所

○宮城県告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜三の二、三の九、三の二〇

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

○宮城県告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施設要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があつ

た。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施設要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒文字高平四〇の二、四〇の九、四〇の三三、四〇の三五、四〇の三九、四〇の四五、四〇の四六、四〇の四七（次の図に示す部分に限る。）、四〇の六〇から四〇の六五まで、四〇の六七から四〇の六九まで、四〇の七一、四〇の七三、四〇の七四、四〇の九七、四〇の二〇六、四〇の二一〇から四〇の二二二まで、四〇の一八五、四〇の一八七から四〇の一八九まで、四〇の一九一、四〇の一九四、四〇の一九五、四〇の二〇八、四〇の二二七、四〇の三三一、四〇の三三六、文字鍛冶屋一九の三九、一九の四五、一九の四八から一九の五〇まで、一九の二二一、一九の一八五から一九の一九三まで、一九の二三四から一九の二三六まで、一九の二三八、一九の二三九、一九の二六四、一九の二六六

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施設要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種を定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

○宮城県告示第八百八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年八月一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 岩沼浜緑地線
- 三 道路の区域

変更の区間 岩沼市下野郷字前條二番一地从先から 同市下野郷字前條二番一地从先まで	変更の 前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	三三・四 四五・〇	七八・〇
	後	三三・四 四一・六	七八・〇

○宮城県告示第八百九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「ウイーン美術史美術館所蔵 静物画の秘密展」に係る観覧料の徴収事務を平成二十年七月十八日次のとおり委託した。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方

みやぎ生活協同組合	仙台市泉区八乙女四丁目二番一号
地方職員共済組合宮城県支部	仙台市青葉区本町三丁目八番一号

- 二 委託期間

平成二十年八月一日から同年十月六日まで

○宮城県告示第八百十号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五百五十八条第一項の規定により、宮城県美術館特別展「ウイーン美術史美術館所蔵 静物画の秘密展」に係る観覧料の徴収事務を平成二十年七月十四日次のとおり委託した。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 委託の相手方

株式会社宮城テレビ放送 仙台市宮城野区日の出町一丁目五番二十三号

- 二 委託期間

平成二十年八月一日から同年十月六日まで

公 告

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十年八月一日

- 一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
宮城県知事 村 井 嘉 浩
東松島市赤井字川前三番百五十九番十三
地域の名称

- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

石巻市八幡町一丁目七番地二十四号
柳澤 賢

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項

- 1 購入物品 除雪ドーザ(二台)、除雪グレーダ(二台)
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期限 平成二十一年二月十日
 - 4 納入場所 各土木事務所及び各土木事務所地域事務所
- 二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項
- 入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりとする。

- 1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
- 2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていること。
- 3 2以外の者で入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

- 4 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者についてその者に係る更生計画認可の決定があった場合に

あつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 公告の日から開札の日まで指名停止の措置を受けていない者であること。

6 当該物品に対して迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

7 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二二一・三三三三）へ平成二十年八月十二日午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の作成

入札書は、6に掲げる購入物品のうち納入しようとするものごとに作成すること。

2 入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒九八〇・八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 晝八 治 電話〇二二・二二二一・三三三三）

3 入札説明書の交付期限

平成二十年八月十八日午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十年八月十五日まで2あて必着のこと。

4 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十年八月十八日までに必要書類を提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に關し説明を求められた場合は、これに應じなければならない。

5 入札書の提出期限及び場所

(一) 日時 平成二十年八月二十二日午後五時まで
(二) 場所 2に同じ。

(三) 郵送による場合は、(一)の日時までに配達証明付書留郵便（封筒に入札に係る調達物品の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きすること。）にて到着すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の入札執行の場所及び日時までとする。

6 入札執行の日時及び場所

(一) 除雪ドーザ 平成二十年八月二十五日午後一時三十分 第一入札室（宮城県行政庁舎二階）
(二) 除雪グレーダ 平成二十年八月二十五日午後一時四十分 第一入札室（宮城県行政庁舎一階）

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の4の審査により資格を有しないとされた者
2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第一百十三条及び第一百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税額及び地方消費税額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書作成の要否 要

8 申請書等の作成に關する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Items to Be Procured : tractor with snowplow (2) : snowplow (1) ;

2 Deadline for Delivery : February 10, 2009.

3 Place of Delivery : Each of the public Works Office.

4 Deadline for Bid : August 22, 2008, 5 : 00 p.m.

5 Contact Person : Osamu Chubachi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan TEL : 022-211-3333

○政府調達に關する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 四輪車運転シミュレータ装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十年十月一日から平成二十五年九月三十日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区市名坂字高倉六十五 宮城県運転免許センター

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- 1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時まで物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
また、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

- 3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- 4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

- ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第一条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。)であること。

- ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
- 6 当該機器又は同種機器の賃貸借を平成十五年十月一日以降、一年以上の期間にわたり、誠実に履行した実績を有すること。

- 7 当該機器一式に係る構成、性能及び定価に関する資料を作成すること。
- 8 当該機器に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されている者であること。

- 9 入札参加を希望する者は、6、7及び8に掲げる事項を証する書類を平成二十年九月二日までに、三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 10 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班(千九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話番号〇二二・二一一・三三三三)へ平成二十年八月十八日(月)午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

- 1 入札書の提出場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先
千九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県警察本部総務部会計課調度係(電話番号〇二二・二二二・七二七、内線二二三三)
- 2 入札説明書等の交付期限
平成二十年八月二十九日(金)、午後五時まで
- 3 一般競争入札参加資格審査
入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

- 4 入札書の提出期限
(一) 日時 平成二十年九月十一日(木)、午後五時十五分まで
(二) 場所 1に同じ
(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時までに到達すること。

- ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。
- (四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があつても受理しない。

- 5 開札の日時及び場所
(一) 日時 平成二十年九月十二日(金)、午前十時〇〇分(開場午前九時三十分)
(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎二階二〇二会議室

- 四 入札に参加することができない者
1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

- 2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者
- 五 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- 2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つた者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

- 1 Items/Services Required : Lease of simulation system (designed for aptitude test for motor vehicle drivers) - 1 set
- 2 Duration of Contract : October 1, 2008 to September 30, 2013
- 3 Location : Driver's License Center, Miyagi Prefecture
- 4 Bid Deadline : September 11, 2008, 5 : 15 p.m.
- 5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan
TEL: 022-221-7171, Ext. 2232

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十年八月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 調達案件及び数量 電子署名生成装置賃貸借 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

- 3 履行期間 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日まで
- 4 履行場所 仙台市泉区市名坂字高倉六十五 宮城県警察本部交通部運転免許課

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
また、宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限の措置を受けている期間でないこと。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。

ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定により、なお従前の例によることとされる更正事件に係るものを含む。）であること。

ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 当該機器又は同種機器の賃貸借を平成十六年一月一日以降、一年以上の期間にわたり、誠実に履行した実績を有すること。

7 当該機器一式に係る構成、性能及び定価に関する資料を作成すること。

8 当該機器に対し迅速な保守及び修理の体制が整備されている者であること。

9 入札参加を希望する者は、6、7及び8に掲げる事項を証する書類を平成二十年九月二日までに、三の1に掲げる場所に提出するとともに、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

10 入札参加資格申請場所及び提出期限 競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県

所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課物品班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話番号〇二二・二一一・三三三三）へ平成二十年八月十八日（月）、午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二・二二二・七七一、内線二二三三）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十年八月二十九日（金）、午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

4 入札書の提出期限

(一) 日時 平成二十年九月十一日（木）、午後五時十五分まで

(二) 場所 1に同じ

(三) 郵送により入札書の提出を希望する場合は、「二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を朱書きし、中封筒に「入札者の法人名等」、「入札に係る調達案件の名称」及び「開札日」を記載し、配達証明付書留郵便により(一)の日時まで到達すること。

ただし、入札書を持参する場合は、5の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとす。

(四) 提出期限を過ぎて到達した入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十年九月十二日（金）、午前十一時〇〇分

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎一階二〇二会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定方法 本公告に示した業務を履行できると知事が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とする。

6 契約書作成の要否 要

7 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Items/Services Required : Lease of code verification equipment for IC card driver's license - 1 set

2 Duration of Contract : January 1, 2009 to December 31, 2013

3 Location : Driver License Division, Traffic Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters

4 Bid Deadline : September 11, 2008, 5 : 15 p.m.

5 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan

TEL: 022-221-7171, Ext. 2232

選挙管理委員会

○宮選管告示第七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百十条の五の規定により交付した左記の証票は、平成二十年七月二十五日以降無効とする。

平成二十年八月一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤 健一

記

証票番号	第二号の〇七一
------	---------

出 張 地 点 ㊟ 姫川町SOCKE

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第126号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成20年8月1日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）

(2) 実施期日

平成20年9月2日（火）から平成20年9月3日（水）までの2日間（同月2日は午前9時30分から午後4時50分まで、同月3日は午前9時30分から午後0時20分までとし、午後1時00分から修了検査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講申込日において、4号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、最近5年間に4号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

5 受講手続

(1) 申込み受付期間

平成20年8月13日（水）から平成20年8月26日（火）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時から午後5時00分まで）、ただし、先着順に受け付け、受講定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課

なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習申込書 1通

イ 4号警備業務以外の資格者証又は修了証明書の写し 1通

ウ 最近5年間に4号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書 1通

エ 履歴書 1通

オ 代理人が提出する場合は本人からの委任状

カ 受講手数料

公安委員会関係手数料条例（平成12年条例第21号）第2条第1項の表第63の項に基づき、10,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。
なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課（電話番号022 - 221 - 7171 内線3184）

○宮城県公安委員会告示第127号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

平成20年8月1日

宮城県公安委員会

委員長 藤 崎 三 郎 助

1 検定に係る警備業務の種別及び級

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定期則」とい

<p>う。)第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級</p> <p>2 実施期日</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級 平成20年10月30日(木)午前9時から午後5時00分まで</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務2級 平成20年10月31日(金)午前9時から午後5時00分まで</p> <p>3 実施場所 仙台市泉区高森2丁目1番地の39 仙台地域職業訓練センター</p> <p>4 受検定員</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級 30人</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務2級 30人</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級</p>	<p>付け、受検定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者 住所地在警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務1級</p> <p>(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通</p> <p>(イ) 住所地在警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(エ) 前記5-(1)-アに該当する者については、貴重品運搬警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>(カ) 前記5-(1)-イに該当する者については、1級検定受検資格認定書の写し 1通</p> <p>(ク) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉</p> <p>イ 貴重品運搬警備業務2級</p> <p>(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通</p> <p>(イ) 住所地在警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所</p>
<p>う。)第1条第6号に規定する運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務(以下「貴重品運搬警備業務」という。)に係る1級及び2級</p> <p>2 実施期日</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級 平成20年10月30日(木)午前9時から午後5時00分まで</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務2級 平成20年10月31日(金)午前9時から午後5時00分まで</p> <p>3 実施場所 仙台市泉区高森2丁目1番地の39 仙台地域職業訓練センター</p> <p>4 受検定員</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級 30人</p> <p>(2) 貴重品運搬警備業務2級 30人</p> <p>5 受検対象者</p> <p>(1) 貴重品運搬警備業務1級</p>	<p>付け、受検定員に達した場合は、受付期間内であっても締め切る。</p> <p>(2) 申請書の提出先 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める警察署生活安全課とする。ただし、郵送による提出は受け付けない。</p> <p>ア 宮城県内に住所を有する者 住所地在警察署生活安全課</p> <p>イ 宮城県内に住所を有しない警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>ウ 宮城県内に住所を有する警備員で、宮城県内の営業所に属しているもの 住所地又は属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課</p> <p>(3) 提出書類</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務1級</p> <p>(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通</p> <p>(イ) 住所地在警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(エ) 前記5-(1)-アに該当する者については、貴重品運搬警備業務2級に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書。ただし、警備業者が既に廃業しているなど警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、前記5-(1)-アに該当することを誓約する書面及び履歴書 1通</p> <p>(カ) 前記5-(1)-イに該当する者については、1級検定受検資格認定書の写し 1通</p> <p>(ク) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉</p> <p>イ 貴重品運搬警備業務2級</p> <p>(ア) 検定申請書(検定規則別記様式第1号) 1通</p> <p>(イ) 住所地在警察署生活安全課に提出する者については、宮城県内の住所地在を疎明する書面 1通</p> <p>(ウ) 属する営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課に提出する者については、当該営業所</p>

<p>に属することを疎明する書面 1通</p> <p>(五) 写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの) 2葉</p> <p>(4) 受検手数料</p> <p>公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第66の項に基づき、</p> <p>ア 貴重品運搬警備業務1級 16,000円</p> <p>イ 貴重品運搬警備業務2級 16,000円</p> <p>の額に相当する宮城県収入証紙により申請時に納付すること。</p> <p>なお、既納の受検手数料は、還付しない。</p> <p>8 検定の実施に関し必要な事項</p> <p>検定に係る学科試験及び実技試験を受検するときは、検定申請書を提出した警察署において交付する受検票を持参すること。</p> <p>9 その他</p> <p>検定に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)</p>	<p>三 操業期間</p> <p>平成二十年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城県漁業調整委員会指示による採捕の制限による期間を除く。</p> <p>四 操業の承認</p> <p>規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごと、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城県漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。</p> <p>五 承認隻数</p> <p>承認の隻数の上限は、二百二十七隻とする。</p> <p>六 承認の対象者</p> <p>承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であつて、漁業調整上に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(一) 平成十九年度において、さけ固定式さし網漁業承認証(以下「承認証」という。)の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者(以下「水揚げ実績を有する者」という。)</p> <p>(二) 平成十九年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) 平成十七年度及び平成十八年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。</p> <p>(2) 平成十八年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成十八年度において水揚げ実績を有する者。</p> <p>(3) 平成十九年度に新規に承認証の交付を受けた者。</p> <p>(三) 平成二十年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は八隻以内とする。</p> <p>七 操業の条件及び制限</p> <p>1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。</p> <p>2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。</p> <p>3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。</p> <p>4 漁具を二張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。</p>
<p>○宮城県漁業調整委員会指示第三号</p> <p>漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島溝波崎正東の線以北の宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業(以下「さけ固定式さし網漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する。</p> <p>平成二十年八月一日</p> <p style="text-align: center;">宮城県漁業調整委員会</p> <p style="text-align: center;">会 長 嶋 山 喜 勝</p> <p>一 制限期間</p> <p>平成二十年九月一日から平成二十一年一月三十一日まで</p> <p>二 操業区域</p> <p>気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島溝波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域</p>	

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前九時)とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向(真方位九十度)に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和四十一年宮城県規則第七十三号)第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さげ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さげ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さげ固定式さし網漁業の制限(平成二十年宮城県漁業調整委員会指示第三号)四の承認を受けようとする者は、秋さげ固定式さし網漁業操業承認申請書(様式第一号。以下、「承認申請書」という。)を宮城県漁業調整委員会(仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。)に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の日から平成二十年八月二十二日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (一) 漁船原簿謄本
- (二) 年間事業計画書(様式第二号)
- (三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書(様式第三号)
- (四) 所属漁業協同組合の副申書
- (五) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さげ固定式さし網漁業操業承認

申請一覧表(様式第四号)を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第二 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所(以下、「地方振興事務所」という。)を通じ、漁船(漁ろつ装置、漁網を含む。)を確認の上、秋さげ固定式さし網漁業操業承認証(様式第五号。以下、「承認証」という。)を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九・一 電話〇三二・三六五・〇一九一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四・三二一 電話〇三二五・九五・一四一一
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市港町四九九 電話〇三二六・二二・六八二五

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所に連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さげ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書(様式第六号)を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(五)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さげ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書(様式第七号)を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第八号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の11の漁獲成績報告書は、様式第九号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類(水揚げ切書等の写し)を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第1号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式さし網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成20年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀧波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船 名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総トントン数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km × 張り = km

km × 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(様式第2号)

年 間 事 業 計 画 書

船 名 丸 氏 名

漁業種類 区分	漁業	漁業	漁業	合 計					
					漁獲物の種類	操業期間	操業日数(日)	航海回数(回)	漁獲予想数量(kg)
合計									

(A4縦)

(A4縦)

(様式第3号)

申 請 調 書

住所			
氏名	印		
生年月日		年齢	歳
漁業形態	1: 漁船漁業専業 2: 養殖との兼業 3: 養殖専業 該当する番号に○印をお願いします。		
漁業従事年数			
使用漁船	船名	漁船登録番号	M G -
	推進機関の種類及び馬力数	(kW・PS)	総トン数
年間操業実績			
漁業種類	操業期間	水揚数量(kg)	水揚金額(千円)
1	(○月○旬~○月○旬)		
2			
3			
4			
5			
6			
合 計			

前年度(4月から翌年3月まで)における年間操業実績を記入願います。

上記のとおり相違ないことを証します。

平成 年 月 日

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

(A4縦)

(様式第4号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認申請一覧表

平成 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

漁業協同組合 代表理事組合長(支所運営委員長) 印

一連番号	船名	漁船登録番号	総トン数	推進機関の種類及び馬力数	申請者		前年度承認番号	前年度水揚実績の有無
					住所	氏名		

(A4横)

(様式第 5 号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証	宮さけ第 号〇
住所 氏名	
1 操業期間 平成20年 9月25日 から 平成20年11月20日 まで	
2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀟波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸
(1) 船名	丸
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件及び制限	裏面記載のとおり
年 月 日	
宮城海区漁業調整委員会 会長	印

(A 4 縦)

(様式第 5 号)

(裏)

操業の条件及び制限(委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和41年宮城県規則第73号)第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し(委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第 6 号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

4 書換を必要とする理由

(A 4 縦)

(様式第 7 号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏 名

印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A 4 縦)

(様式第8号)

宮 さ け 第 号 ○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合)にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第9号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ第	号
氏 名		印	船 名	
乗 組 員		人	総トン数	
刺 網 の 規 模	目 合： 寸 分 (cm)	漁船登録番号	MG	-
	総延長： m・使用反数： 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)	

年 月分

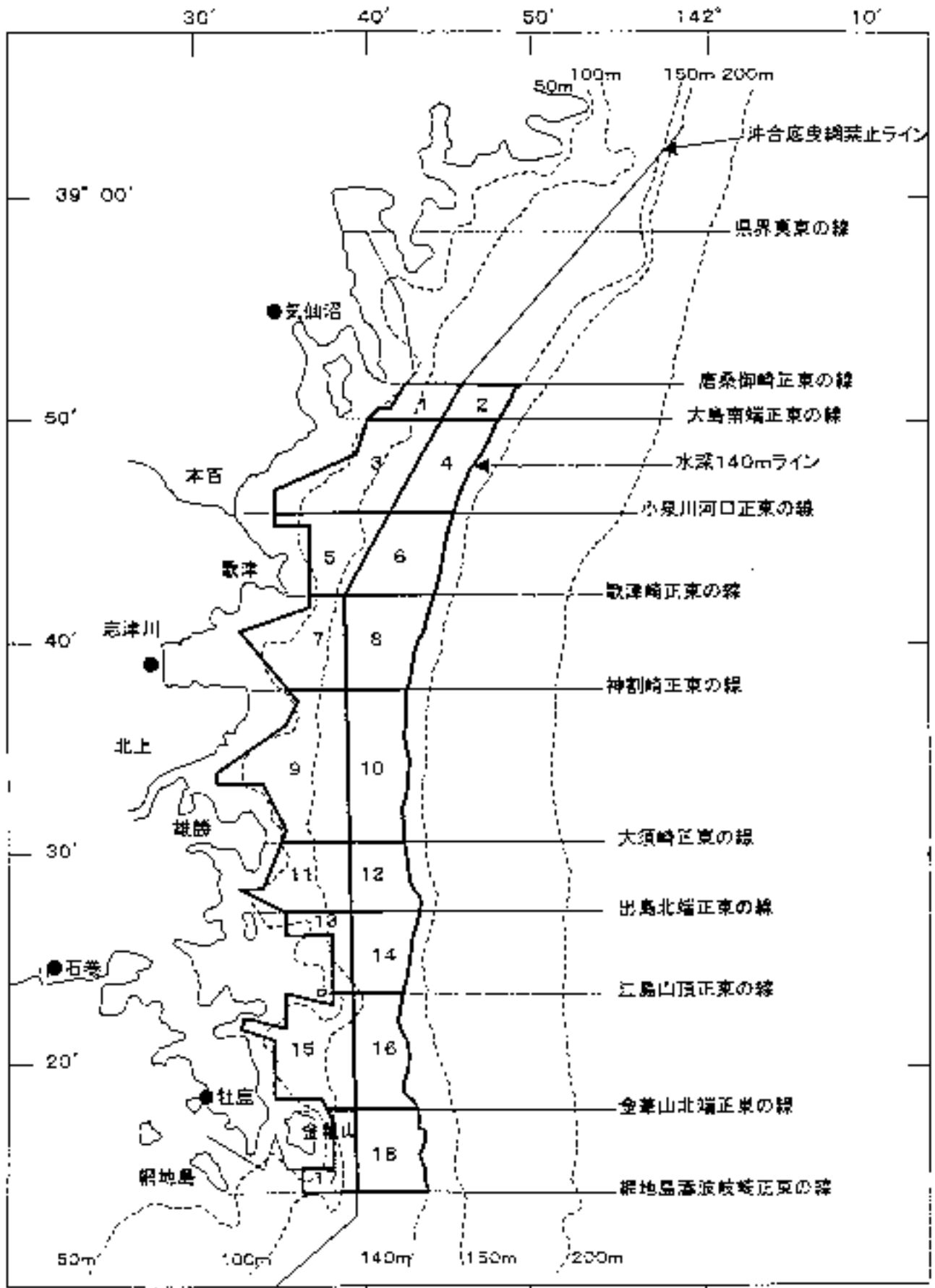
日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) 税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さげ固定式さし網漁業」操業区域



正 誤

○宮城県公報第一九六九号(平成二十年六月二十四日付け)中

ページ

上 段

行

一四八、石巻市雄勝町水浜字向一七
三、二五、二六、二七の二、
七五の二、字小浜七、七四、
七五の七、七二の六、

正

五四八、石巻市雄勝町水浜字向一七
の三、二五、二六、二七の二、
一、四五、二六、二七の二、四
七五の七、七二の六、
七、七二の四、
七

誤